

## 試される「デモクラシー」

―イラン・イスラーム共和国とプッシュユ政権

松永 泰行

MATSUMAGA Yasyuki

### 一 はじめに

アメリカによる対イラク侵攻戦争をさかのぼること七か月余りの二〇〇二年七月一二日、ホワイトハウスからプッシュユ大統領の名前で一つの短い声明が発表された(Bash 2002)。もっとも、取り立てて記者会見などは行われなかったため、アメリカ内外のメディアで目だった取り扱いがされることはなかった。しかし、その声明は、一九七九年のイラン・イスラーム革命直後のテヘランの米大使館占拠事件の最中であつた一九八〇年に国交を断絶して以来、二〇余年にわたりいばらの関係を続けてい

る米・イラン関係の中でも特筆される内容を含んでいた。その全文は以下のとおりである(拙訳)。

歴史を通じて、われわれは一つの単純なアイディアの力を見てきた。それは、「選択肢を与えられたならば、人々は自由を選択する」というものである。過去数日にわたって目の当たりにしてきているように、イランの人々も、世界中の人々と同じ自由、人権、そして機会を欲している。彼らの政府は、かれらの希望に耳を傾けるべきである。過去二回の大統領選挙とほとんど二回近くの国会および地方選挙において、大多数のイランの人々が政治および経済改革を求める投票

を行ってきた。しかし彼らの声は、選挙で選ばれていないイランの真の支配者たちからは、傾聴されていない。

非妥協的で破壊的な政策が執拗に続けられ、イランの人々の日々の生活では大幅に過少な程度しか変わってきていない。イランの学生、ジャーナリスト、国会議員は、改革を唱導し、支配体制を批判することで、いまだもって逮捕され、脅され、権力の濫用の対象となっている。独立的な出版物は出版禁止に処されている。そして有能な学生や職業層は、過少な職と自由に対する過少な制約という二つの問題に直面し、国内でイランの将来を築く手助けをするかわりに、海外での好機を求め続けている。その一方で支配体制派の面々とその一族は、法外な恩恵を手中に収めながら、改革を妨害し続けている。

イランは、学識と進歩の豊かな遺産を伴う、誇るべき文化の郷土である古代からの土地である。イランの将来は、イランの人々によって決定される。今まさにイランの人々は、ムスリムで、繁栄し、自由でありながら、同時に近代的で二一世紀の社会をいかに築き上げるかという難題と取り組んでいる。アメリカの人々とイランの人々の間には、長い親睦の歴史が存在している。イランの人々が、より自由で、より寛容な未来に向けて進むにつれて、アメリカ合衆国よりも優れた

友人を彼らは持ち合わせていない。

この声明は、第一期ハータミー政権最大の政治的危機となった一九九九年七月の「テヘラン騒擾事件」のきっかけとなったテヘラン大学学生寮襲撃事件の三周年記念日（七月九日）に、テヘラン市などで若者や一部の市民が警官隊と衝突し百数十名の逮捕者を出していたことが契機となつて、発表されたものであった<sup>1)</sup>。その声明の内容の中で、ハータミー大統領登場後もイラン国民の生活が「大幅に過少な程度しか変わってきていない」という評価は事実誤認（あるいは意図的な過少評価）であるとしても、ハータミー政権とその支持者の改革努力が成果を生んできていないのは、イランの右派・保守派が徹底的に抵抗・妨害をしてきているからである、という観察はある意味では当を得たものであったといえる。

しかしここで、より注目すべき点は次の二点である。その第一は、この声明はプッシュ政権下で、クリントン前政権以来の対イラン政策の内容に本質的な変更が加えられたことを、初めて確認するものであったことである。クリントン前政権は、一九九三年の就任直後より対イラン・イラクの「二重封じ込め」（同年五月）という政策を打ち出しながらも、イランについての問題はその国際的な行動にあり、イランのイスラーム体制そのものに反

対しているのではないと主張していた。<sup>(2)</sup> クリントン政権が第二期目において、ハータミー大統領による「対話の呼びかけ」(一九九八年一月)に応じて、関係改善を模索する提言発表(同年六月)へとすばやく移行できた背景には、単に「封じ込め」政策が重要な分野ですでに破綻していたからだけでなく、同政権がもともとイランのイスラーム体制を転覆することを戦略的目標に入れていなかったことがあった。

ところがこのブッシュ大統領名の声明は、明示的ではないものの、「自由を求める」イラン国民に、「選挙で選ばれていない真の支配者」に対する一斉蜂起を示唆しているもの、ととれる内容となっている。したがって、この声明が、二〇〇二年一月二十九日の一般教書演説で、イランをイラクや北朝鮮と共に、「テロリストを支援し大量破壊兵器の入手を追い求めている悪の枢軸」体制であると呼び、二〇〇一年九月の「九・一一」事件の直後から、「テロリストとその庇護者を区別しないへ対テロ戦争」を遂行中であると宣言している政権から出てきていることを併せて考えると、ブッシュ政権はイラン・イスラーム共和国体制の「体制転換」(regime change)を戦略的目標に加えていると結論づけるべきであることが明らかとなる。<sup>(3)</sup>

注目すべき点の第二は、今やそのようなブッシュ政権

が、二〇〇三年三月二〇日の対イラク侵攻戦争を、同じ「大義」で実行に移したという「実績」をもっているということである。

イラク侵攻直前の二月二十六日、ブッシュ大統領は対イラン・イラク強硬派の「巢窟」である、アメリカン・エントナープライズ公共政策研究所(AEI)の年次晩餐会で演説をし、差し迫った対イラク戦争の「大義」を、「自由を抑圧された(イラクの)人々へ、安全保障をアメリカの人々へ」というスローガンに要約してみた(Bush 2003a)。

同様にフセイン政権崩壊直後の四月二十八日、アラブ系移民が多数住むミシガン州ディアボーンを訪問した際の演説で、ブッシュ大統領はアメリカ国内の対イラク戦争懐疑派への反論として、次のように述べている(Bush 2003b)。

この国にも、イラクの人々が自由を欲していることを疑っていた者たちがいた。彼らはイラクの人々が解放軍を歓迎することをどうしても想像できなかったのだ。〔しかし〕彼らは間違っていた。そしてわれわれは、それがなぜだか知っている。自由への欲求というものは、ある〔特定〕文化の所有物ではなく、あらゆる文化における人間の普遍的な希望である〔からである〕。

上述の二月二十六日の対イラク戦争支持派に対する演説で強調していたとおり、ブッシュ米政権は対イラク戦争を「(広義の)対テロ戦争」の一環として正当化することを目指していた。したがってその文脈では、イラク国民を「解放」し「民主化する」ことは、単なる伝統的な米国外交政策における(普遍的なもの)と認識されたある価値の唱導としての「海外における(アメリカ型)デモクラシーの推進」以上の意味合いをもたされていたことを見逃すことはできない。具体的には、イラクの「解放」と「民主化」は、「九・一一」後の世界において「アメリカと世界の安全保障にとって必要不可欠なもの」(すなわちフセイン政権のいわゆる「武装解除」)と表裏一体の関係にあるもの、として提示されていた。<sup>(4)</sup>

したがって、ブッシュ政権が「自由を求めるイランの人々が抑圧されている」と宣言することは、イラン・イスラーム共和国体制の側からは、単に主権国家の内政に「不当に干渉するもの」とみなされるだけでなく、逆に自国の安全保障にとつての重大な「脅威」を構成するものとして認識されることになる、という問題を生じさせることになる。したがって、冒頭で引用した二〇〇二年七月のブッシュ大統領名の一見無害に思える声明に対するイラン国内の反発が、とりわけ激しいものであったこ

とも理解できる。<sup>(5)</sup>

しかしながら、本論で問題としたい点は、それとは別に存在する。それは、上述の議論に見られる、外部からの「解放者」(Liberator)がもたらしようとする「デモクラシー」なるものをめぐる言説において、その理念的基盤を提供している、「どの人々も同じへ自由」を欲している」という普遍的な言説が、まさにそのような文脈において持つ問題点である。次節以降で、イラン・イスラーム共和国の文脈にそつて、その問題性(problematic)を検討してみたい。

## 二 イランにおける試される「デモクラシー」

もし「どの人々も同じへ自由」を欲して」いて、「デモクラシー」なるものがそれを実現するのであれば、どのような手段や経緯を経てその「デモクラシー」がある「人々」の手中に入るかは重要ではない、との議論も成立しうるであろう。しかしながら、「デモクラシー」なるものが、一般の人々(デモス)を何らかの意味合いでの政治的に有意義な主体(例えば「主権者」として組み込むものである限り、彼ら自身の「主体性」(あるいは「主体性」)の構築、例えばナシヨナル・アイデンティテ

イ)を害する形で構成された場合においても、うまく機能することになるとは想像し難い。

イラン暦一三五七年(西暦一九七九年)の「イラン・イスラーム革命」から二十余年を経た、現在のイラン・イスラーム共和国の文脈において、「デモクラシー」としてその制度化に多大な努力が払われている(いわば諸々の困難に直面して「試されている」)ものは、ペルシヤ語で「マルドムサーラーリー(mardom-salari)」と呼ばれているものである。これは文字通りには、「マルドム(一般の人々)」が「サーラー(長、指揮官)」であるということを示すが、特に一三七六年(一九九七年)のハータミー政権成立後の政治的文脈においては、「国民主権体制」を意味する言葉である<sup>(5)</sup>。

しかしながら、今でいうところの「マルドムサーラーリー」を求める近現代イランにおける政治的諸勢力の文脈において、「求めるべきもの(対象)」が一貫してこの言葉によって表現されてきたわけではない。それは、イラン立憲革命運動(一九〇五―一九一一年)においては、「マシュルティーヤト(mashrutiyyat) (立憲制)であったし、イスラーム革命運動(一九七八―一九七九年)においては、例えば「ジョムフურიヤト(jomhuriyat) (共和制)であった」と論じられたりする。さらに、それらの表現の移り変わりは単なる「流行」の問題ではな

く、根本的な問題の所在に対して主体的に取り組むための「枠組み」の、重要な意味での「深化」を表すものであるといえる。ここでは、その顕著な例の一つとして、一三七六年(一九九七年)のハータミー大統領候補の当選と同時に誕生した「ホルグード月二日改革運動」の最も重要な理論的指導者(theoretician)として知られる、サイド・ハッジャーリアーン(Sard Hajjarian)の議論(Hajjarian 1379: 46-55)を取り上げてみたい。

ハッジャーリアーンは、一三七四年(一九九五年五月)に「イスラーム左派系政治組織の機関誌であった『アスレ・マー』誌の巻頭コラムとして発表された、「正当性、立憲制、共和制」という論考で、イランにおける近代以降の政治変動のダイナミズムを、「正当性の危機」(Bohrane-mashrutiyyat)という枠組みで整理している。彼によれば、「正当性の危機」とは、近代以降、一般大衆(Edalat)が政治の舞台へと登場し、彼らによる政治参加の拡大要求が、伝統的な「統治の正当性」の根拠を揺るがしてきたこと、さらに近代の諸条件から生み出された構造的変化が、正当性の新たな根拠を確立することを要求していることから出てきている状況であるという。

ハッジャーリアーンによれば、近現代イランの文脈に

おける「正当性の危機」において問題化してきたのは、伝統的な「統治の正当性」が前提としている統治者の統治権 (haqq-e hokumat-kardān) が、選挙や代表原理に基づいていない点と、その権力が絶対（無制限）的 (morlaq) であるという点の二つであったという。すなわち「正当性の危機」とは、これらの伝統的な「統治の正当性」の前提と、近代政治における正当性の根拠である「代表制」(vekālati budan) と統治権力の「立憲制」(mashrūt-budan-e eqtedar-e hokumat beh shorūt-e qānūn) が拮抗してくる過程で生じてきたものであった、と位置づけている。

このような「正当性の危機」に対する、歴史的な取り組みとしては、「立憲制の道」(rah-e mashrūtiyat) と、「共和制の道」(rah-e jomhuriyat) が知られている。前者は、イギリスにおけるマグナ・カルタ以来の立憲制確立の努力によって、また後者は、フランス革命によって例示されている。イランにおいては、立憲革命（一九〇五—一九一一年）において前者の道における努力を行ったが、諸外国によるポスト・コロナリスト的介入を含む様々な構造的要因の結果、その道は閉塞状態 (din-hast) に陥ってしまった。そこで、「立憲制のプロジェクト」の崩壊を受けて、アーヤトollah・ホメイニー師の指導の下で社会勢力が蜂起し、その問題を解決したが、一九

七九年のイスラーム革命であった、と論じられている。

このような文脈においては、イラン・イスラーム革命は、伝統的正当性の諸形態から袂を分かつことに基づいており、イラン政治史において最も重要な出来事と位置づけられるべきものである、と論じられる。この革命の指導部は、さらに革命成就の直後に、革命の指導者アーヤトollah・ホメイニー師の「カリスマ」に基づく正当性を合法化 (qānūni kardān) し、政治の近代的基礎を確立し旧来の王制から切り離すことに、全ての努力を傾注した。したがって、ハッジャーリアーンにとって、イスラーム革命後のイランは、一般大衆 (riddeh-hā) の成熟によってその運命が彼ら自身の手中に収められ、「信仰者である公衆」(jomhur-e moslemān) が、「神意の担い手」(hāmel-e mashīyate-ēlāhī) となつている、「共和期」(‘asr-e jomhuriyat) と名づけられる。

したがって、イスラーム革命の最大の成果は「イスラーム共和国」体制 (nezān-e jomhuri-ye Eslāmī) の確立である、と論じられる。その理由は、後者が、政治権力構造 (sakhtar-e eqtedar-e siyasi) に変動をもたらし、大衆の成長が要請するものにふさわしい正当性の基盤 (banā-ye mashrūtiyat) を伴うものであるからだとされる。結局、イランにおける「正当性の危機」は、絶対権力を立憲制という方法で制限しようと努力するという方

途では解消することはできなかったが、それはその以前に、国民（大衆）と国家の関係を新たに確立することになる。「国民主権」(haqq-e hākemiyyate meli) に基づく正当性の基礎が誕生する必要があったからである、と結論づけられている。

さて仮にここで、上記のハッジャーリアーンの議論のような、「大衆の政治の舞台への参加」が「統治の正当性」の根拠の変更を要請するという文脈の中で、近現代イランの「立憲制」や「共和制」を実現する政治的営みが生じてきたという枠組みを、議論のために受け入れるとしよう。それでは、そのような文脈において、一三七六年（一九九七年）以来の「ホルダード月二日改革運動」の出現とそれが直面している問題の背景は、どのようなものとして理解・説明されるのであろうか。

上記のハッジャーリアーンの論考（一三七四年）は、「共和制革命」を経て、「神意の担い手」となるまで大衆が成熟している段階においても、「イスラーム革命以前の政治権力構造に繋がるものが、宗教的な言説を使い、政治の舞台で再び生産されてきている」と指摘していた。さらに彼は、より具体的に、政治的な指導者（例えば国家元首である「最高指導者」(rahbar)）が、「国民主権の代理人」(namāyandeh-ye hākemiyyate meli) という合法的・近代的根拠に基づいて理解されず、ある公的な階

級 (geshr-e rasmi) であるところの聖職者階級 (rouhaniyat) の成員であることに根拠を求める「イスラーム法学者の統治」(velāyate faqih) の「不特定代理性」(niyābat-e ‘amm) に基づく理解や、権限をもつ者（無謬のイマームあるいは神自身）の側から特定の個人に対して絶対的統治権 (velāyate motlaqeh) を付与されている「特定代理人性」(niyābat-e khāss) に基づく理解などが、それにあたる論じていた (Hajjarian 1379: 46-50)。つまり、「共和制革命」を経て、制度的には一旦、近代的な基盤で再構成されたはずの、イラン・イスラーム共和国体制下においても、以前の政治権力構造が残存、再生産されている問題が指摘されていたのである。

同様に、「ホルダード月二日の叙事詩」(hamāseh-ye dovom-e khordād) と呼ばれるようになった一三七六年（一九九七年）の大統領選挙において、国民多数の圧倒的な支持を受けて就任したハークミー大統領自身も、大統領選挙に立候補する五年前に、すでにイスラーム共和国体制下で徐々に頭在化を強めていた「宗教的ドグマ」(tahajjor) の問題について、懸念を表明していた (Khatami 1372: 200-202)。

もともと、「イスラーム的イランのためのよりよい明日」という統一スローガンで大統領に立候補し当選を果

たしたハータミー師は、就任当初はイスラーム共和国体制に（憲法の規定上は）すでに組み込まれている、「自由」「諸個人の尊重」や「国民の諸権利」など様々な理念を、実社会において「制度化」(nahdityeh kardān) することが主な課題であるとの、比較的「楽観的」で「前向き」な姿勢を強調していた (Khatami 1379: 14-15)。

しかしながら、ハータミー政権下において、そのようないわば「控えめな改革プログラム」に対してさえも、手段を選ばない強硬な抵抗姿勢を示す国内の右派・保守派の妨害の数々に直面すると、「われわれ（の社会）は、専制 (estbad) の遺産を受け継ぐ社会である」と、問題の所在を演説等で明示的に指摘するなど、態度を改めざるを得なくなった。<sup>(7)</sup> ハータミー大統領も、ハッジャーリアーンなどと同様に、「専制の遺産」の最も悪影響の強い例として、「利己的な」意向を強要するために、人々の心情や宗教的シンボルを悪用すること」を挙げ (Khatami 1380: 137)、進歩的な理念を、様々な政治文化的な「負の遺産」を持つイランのような実際の社会で「制度化」することの困難さと自覚的に向き合う事態に至っている。

言い換えると、ハータミー政権成立から丸六年を経た現在、イラン・イスラーム共和国体制下で果たして「改

革」がそもそも推進可能であるのかということが問題の焦点となるところまで、改革運動を取り巻く状況が厳しいものになってきているなかで、まさにハータミー大統領らとその解決策として説く「マルドムサーラーリー」(国民民主権体制) なるもの (*bid*) が、試されているのである。ハータミー大統領からは、その「マルドムサーラーリー」がうまく機能するためには、監督者としての国民が政府を「批判する権利」(haqq-e enteqad) を持ち、政府は国民に対して「説明責任」(pasokhgun) を持つという大原則が、実際に機能しなければならぬと論じられているが、過去六年間余のイラン社会の経験は、その制度化がいかに困難なものとなりうるかを如実に示している。<sup>(8)</sup>

### 三 おわりに

一九七九年のイラン・イスラーム革命の三大スローガンは、「独立」、「自由」、「イスラーム共和国」であり、一九七九年制定のイラン・イスラーム共和国憲法では、その第五六条において、「イラン・ネーション」は「自らの社会的運命に対する主権者」(hakem bar sarneveshte-e eitema'iy-e khish) であると公に認められ

ている。したがって、イラン国民はプッシュ政権から、「自由」の希求や、自らの「主権者」としての役割について、「励まし」や「確認」を必要としないとの議論も当然可能である。

しかし本論は、それ以上に、プッシュ大統領の「自由」とその欠如を二項対立的に並列し、どの人々（あるいはネーション）も前者を選ぶとのレベルの言説が、いかにイランの社会のように、自らのこれまでの政治的経験において、より深いレベルで自覚的に問題の解決を図ってきた社会の「現実」を無視するものであるのかという点を、ハイライトすることを目指すものであった。プッシュ大統領の「自由」や「デモクラシー」をめぐる言説は、誰もが欲するとされるそれらの具体的内容が、主体（者）ごとに異なるかたちで構築されることの可能性を考慮に入れていないという根本的な問題を抱えているといわざるをえない。

## 註

- (1) 三周年記念日前後の出来事とその評価については、(松永 2002a) を、一九九九年七月の「テヘラン騒擾」事件の位置づけについては、(松永 2001) を参照。
- (2) クリントン政権は、「二重封じ込め」政策において、イランのイスラーム体制自体には反対していないとの言質については、

(Indyk 1993) を参照。

(3) もっとも、プッシュ・ホワイトハウスの高官は、この声明発表の直後の説明では、同政権がイランの体制転覆を実際に計画中であると断言することには慎重な姿勢を示していた。(松永 2002b) を参照。しかし、「九・一一」事件直後より「イラン体制転覆」をロビーイングしてきた勢力の主張内容を踏まえると、本声明はプッシュ政権がそのような勢力の主張を一〇〇パーセント受け入れたことをも意味する。(Lobe 2003) および(松永 2003a) を参照。

(4) (松永 2003c) を参照。民主化の推進が世界をより平和にするとの議論は、ハース國務省政策企画部長(当時)なども行っていた(Haass 2002: 2003)。

(5) イランの保守派は次の金曜日の七月一九日に全国的な反米デモを組織した。付言ながらプッシュ声明は、大学寮襲撃三周年に合わせたエスファハーン市の金曜礼拝導師アーヤトツラー・ターヘリー師の抗議辞任のインパクトを薄める結果となったという意味でも、愚策であった。(松永 2002a) を参照。

(6) 例えば、(Alavi-tabar 1379) (Khatami 1380) を参照。さらに「マルドムサラーリーイエ・ディーニー」(mardom-salari-ye dini) 宗教的デモクラシー) などのように形容詞がつけられることもある。

(7) 例えば、(Khatami 1380: 136-137) を参照。

(8) その最も最近の展開については、(松永 2003c) を参照。

## 引用文献

- 松永泰行 (2001) 「ハタミ・イラン大統領再選と「改革」の行方」『世界』六九一号、三〇-三三頁。
- (2002a) 「政治的対立にもかかわらず「爆発寸前」ではないイラン社会情勢」『中東研ニュースレポート』七月二二日。
- (2002b) 「プッシュ政権の新「対イラン方針」——新味はどこ

こと」『中東研ニュースレポート』八月八日。

—— (2003a) 「イラン・イスラーム共和国の『体制安定度』をめぐる議論にわたる予備的考察」酒井啓子・青山弘之編『中東諸国における政権権力基盤と市民社会』研究會中間成果報告(日本貿易振興省アジア経済研究所) 111-121頁。

—— (2003b) 「今後のアメリカの中東政策」『中東協力センターニュース』二八巻二号、二一〇頁。

—— (2003c) 「イラン戦争後のイラン国内対立の激化——岐路に立つイラン・イスラーム体制と『改革路線』」『国際問題』五二二二号、三五-四九頁。

Alavi-tabar, Ali-Reza (1379) *Roushanfekeri, Dindari, Mardom-salari*, Tehran : Farhang va Andisheh.

Bush, George W. (2002) Statement by the President, <http://www.whitehouse.gov/>, July 12.

—— (2003a) Remarks by the President at the American Enterprise Institute Annual Dinner (Washington Hilton Hotel, Washington, D. C.), <http://www.whitehouse.gov/>, February 26.

—— (2003b) Remarks by the President on Operation Iraqi Freedom (Ford Community and Performing Center, Dearborn, Michigan), <http://www.whitehouse.gov/>, February 26.

Haass, Richard N. (2002) Towards Greater Democracy in the Muslim World (Remarks to the Council on Foreign Relations, Washington, D. C.), <http://www.state.gov/>, December 4.

—— (2003) Toward Greater Democracy in the Muslim World, *Washington Quarterly*, 26 (3) : 137-148.

Hajarian, Sa'id (1379) *Jomhūrīyāt : Afšin-zādāt az Qodrat*, Tehran : Tarh-e Nou.

Indyk, Martin (1993) Speech given at the Washington Institute for the Near East Policy (May 15), *U. S.-Iranian Relations : An Analytic Compendium of U. S. Policies, Laws and Regula-*

*tions*, by Kenneth Katzman (Washington, D. C. : Atlantic Council of the United States, 1999) : 8-14.

Khatami, Seyed Mohammad (1372) *Bin-e Moqj*, Tehran : Sima-ye Javan.

—— (1379) *Touse 'eh-ye Seyzsf, Touse 'eh-ye Eftesadī va Amniyat*, Tehran : Tarh-e Nou.

—— (1380) *Mardom-salari*, Tehran : Tarh-e Nou.

Lobe, Jim (2003) US neo-cons move quickly on Iran, *Intler Press Service*, May 26.

(井上ひがやゆき／日本大学)